

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案参照条文

○都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）	1
○道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）	2
○道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（抄）	3
○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）（抄）	4
○都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）	5
○会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）	11
○道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）（抄）	11
○道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（抄）	11
○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）	12
○建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）	17
○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）	17
○都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十八号）（抄）	19
○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）	19
○道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）（抄）	19

○都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

（道路の上空又は路面下における建築物等の建築又は建設）

第三十六条の二 都市再生特別地区に関する都市計画には、前条第二項に定めるもののほか、特定都市再生緊急整備地域内において都市の国際競争力の強化を図るため、都市計画施設（都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。以下この条において同じ。）である道路の上空又は路面下において建築物等の建築又は建設を行うことが適切であると認められるときは、当該都市計画施設である道路の区域のうち、建築物等の敷地として併せて利用すべき区域（以下「重複利用区域」という。）を定めることができる。この場合においては、当該重複利用区域内における建築物等の建築又は建設の限界であつて空間又は地下について上下の範囲を定めるものをも定めなければならない。

2 （略）

第三十六条の三 都市再生特別地区の区域のうち前条第一項の規定により重複利用区域として定められている区域内の道路（次項において「特定都市道路」という。）については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第一項第二号に掲げる道路とみなして、同法の規定を適用する。

2 特定都市道路の上空又は路面下に設ける建築物のうち、当該特定都市道路に係る都市再生特別地区に関する都市計画の内容に適合し、かつ、政令で定める基準に適合するものであつて建築基準法第二条第三十五号に規定する特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、同法第四十四条第一項第三号に該当する建築物とみなして、同項の規定を適用する。

第三十六条の四 都市再生特別地区の区域のうち第三十六条の二第一項の規定により重複利用区域として定められている区域内における都市計画法第五十三条第一項の規定の適用については、同項第五号中「第十二条の十一」とあるのは、「都市再生特別措置法第三十六条の二第一項」とする。

（都市再生整備計画）

第四十六条 （略）

2 ～ 9 （略）

10 第二項第三号イ若しくはへに掲げる事業に関する事項又は同項第四号に掲げる事項には、道路法第三十二条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる施設、工作物又は物件（以下「施設等」という。）のうち、都市の再生に貢献し、道路（同法による道路に限る。第六十二条において同じ。）の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置（道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）であつて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可に係るものに関する事項を記載することができる。

11 ～ 17 （略）

第六十二条 都市再生整備計画の区域内の道路の道路管理者は、道路法第三十三条第一項の規定にかかわらず、都市再生整備計画の計画期間内に限り、都市再生整備計画に記載された第四十六条第十項に規定する事項に係る施設等のための道路の占用（同法第三十二条第二項第一号に規定する道路の占用をいい、同法第三十三条第二項に規定するものを除く。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するものについて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一・二（略）

三 その他安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

2 5（略）

（都市再生整備推進法人の指定）

第七十三条 市町村長は、特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社であつて政令で定める要件に該当するものであつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができる」と認められるものを、その申請により、都市再生整備推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができる。

2 4（略）

○道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）

（用語の定義）

第二条（略）

2 4（略）

5 この法律において「車両」とは、道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。

（道路の占用の許可）

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

一 六（略）

七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

一・二（略）

三 道路の占用の場所

四 七 (略)

3 5 (略)

(道路の占用の許可基準)

第三十三条 道路管理者は、道路の占有が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

2 次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占有については、同項の規定にかかわらず、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一 前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第四十八条の四に規定する自動車専用道路の連結路附属地（これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。）に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

二 (略)

(占用料の徴収)

第三十九条 (略)

2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。但し、条例で定める場合においては、第三十五条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

○道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（抄）

(機構による道路管理者の権限の代行)

第八条 (略)

2 機構は、前項の規定により高速自動車国道の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が同項第一号、第三号、第十四号又は第十五号に掲げるもの（同項第十四号又は第十五号に掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占有で政令で定めるものに係るものに限る。）であるときは、あらかじめ、当該道路管理者の承認を受け、かつ、これらの権限を行

つたときは、遅滞なく、その旨を当該道路管理者に報告しなければならない。

- 3 機構は、第一項の規定により高速道路（高速自動車国道を除く。以下この項において同じ。）の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が第一項第九号に掲げるもの又は一般国道に係る同項第十四号、第十五号若しくは第二十六号に掲げるものであるときは当該高速道路の道路管理者の意見を聴き、その権限が都道府県道又は指定市の市道に係る同項第十四号、第十五号又は第二十六号に掲げるものであるときは当該高速道路の道路管理者の同意を得、かつ、これらの権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を当該高速道路の道路管理者に通知しなければならない。ただし、同項第十四号又は第十五号に掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係る場合に限る。

4 〃 8 (略)

(地方道路公社による道路管理者の権限の代行)

第十七条 (略)

- 2 地方道路公社は、前項の規定により当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が同項第一号に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の意見を聴き、その権限が同項第八号、第九号又は第二十一号に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の同意を得、かつ、これらの権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。ただし、同項第八号又は第九号に掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係る場合に限る。

3 (略)

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

(内部部局)

第七条 (略)

2 〃 4 (略)

- 5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6 〃 8 (略)

○都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）

（公共施設）

第一条 都市再生特別措置法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める公共の用に供する施設は、下水道、緑地、河川、運河及び水路並びに防水、防砂又は防潮の施設並びに港湾における水域施設、外郭施設及び係留施設とする。

（協議会を組織するよう要請することができる都市開発事業の規模）

第二条 法第十九条第三項の政令で定める規模は、一ヘクタールとする。ただし、当該都市開発事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となる場合にあっては、〇・五ヘクタールとする。

（熱供給施設に準ずる施設）

第三条 法第十九条の二第八項の政令で定める施設は、水、蒸気その他国土交通大臣が定める液体又は気体（以下この条において「水等」という。）を加熱し、又は冷却し、かつ、当該加熱され、又は冷却された水等を利用するために必要なボイラー、冷凍設備、循環ポンプ、整圧器、導管その他の設備（熱供給施設を除く。）とする。

（公共下水道管理者の許可に係る基準）

第四条 法第十九条の七第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 接続設備の位置は、次に掲げるところによること。
 - イ 公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。以下この条において同じ。）から下水を取水するために設ける接続設備は、排水施設の下水の排除に著しい支障を及ぼすおそれがない箇所（箇所）に設けること。
 - ロ 公共下水道の排水施設に下水を流入させるために設ける接続設備は、流入する下水の水勢により排水施設を損傷するおそれがない箇所に設けること。
- 二 法第十九条の二第八項に規定する設備及び接続設備の構造は、次に掲げるところによること。
 - イ 堅固で耐久力を有するとともに、公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造に支障を及ぼさないものであること。
 - ロ コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。
 - ハ 管渠は、暗渠とする（ただし、法第十九条の二第八項に規定する設備を有する建築物内においては、この限りでない）。
 - ニ 屋外にあるもの（管渠を除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

ホ 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が

講ぜられていること。

へ 地震によって公共下水道による下水の排除及び処理に支障が生じないよう可撓まろ継手の設置その他の措置が講ぜられていること。
ト 管渠きょうきょの清掃上必要な箇所にあつては、まず又はマンホールを設けること。

チ まず又はマンホールには、密閉することができると蓋を設けること。

リ まずの底には、その接続する管渠きょうきょの内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートインバートを設けること。

又 下水を一時的に貯留するものにあつては、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

ル 公共下水道の排水施設から取水する下水の量及び当該公共下水道の排水施設に流入させる下水の量を調節するための設備を設けること。

三 工事の実施方法は、次に掲げるところによること。

イ 公共下水道の管渠きょうきょを一時閉じ塞ぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれがない時期及び方法を選ぶこと。

ロ 公共下水道の排水施設に下水を流入させるために設ける接続設備は、まずその他の排水施設に突出させないで設けるとともに、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。

ハ その他公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

四 公共下水道の排水施設から取水する下水の量は、その公共下水道の下水の排除に著しい支障を及ぼさないものであること。

(公共下水道の排水施設に流入させる下水に混入することができる物)

第五条 法第十九条の七第五項の政令で定める物は、凝集剤であつて公共下水道管理者が公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとする。

(法第二十条第一項の政令で定める都市再生事業の規模)

第六条 法第二十条第一項の規定による民間都市再生事業計画の認定を申請することができる都市再生事業についての同項の政令で定める規模は、一ヘクタールとする。ただし、当該都市開発事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業(都市再生緊急整備地域

内におけるその地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とするものに限る。)が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となる場合にあつては、〇・五ヘクタールとする。

2 法第三十七条に規定する提案並びに法第四十二条及び第四十三条第一項に規定する申請に係る都市計画等の特例の対象となる都市再生事業についての法第二十条第一項の政令で定める規模は、〇・五ヘクタールとする。

(都市再生事業を行おうとする者がその都市計画の決定又は変更を提案することができる都市施設)

第七条 法第三十七条第一項第八号の政令で定める都市施設は、次に掲げるものとする。
一 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設

- 二 公園、緑地、広場その他の公共空地
- 三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設
- 四 河川、運河その他の水路
- 五 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設
- 六 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設
- 七 防水、防砂又は防潮の施設

(都市再生事業に係る認可等に関する処理期間)

第八条 法第四十二条の政令で定める期間は、次の各号に掲げる認可、認定又は承認の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項若しくは第三項、第三十八条第一項(事業計画の変更(都市再開発法施行令(昭和四十四年政令第二百三十二号)第四条第一項に規定する軽微な変更を除く。))の認可に係る部分に限る。)、第五十条の二第一項、第五十条の九第一項(同令第四条第一項又は第二項に規定する軽微な変更の認可に係る部分を除く。))又は第五十八条第一項(同令第四条第一項又は第三項に規定する軽微な変更の認可に係る部分を除く。))の規定による認可 三月
- 二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三百三十六条第一項若しくは第三項、第五百五十七条第一項(事業計画の変更(同条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更を除く。))の認可に係る部分に限る。)、第六百六十五条第一項、第七十二条第一項(同条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更の認可に係る部分を除く。))又は第六百八十八条第一項(同条第四項の国土交通省令で定める軽微な変更の認可に係る部分を除く。))の規定による認可 三月
- 三 土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第十四条第一項前段若しくは第三項前段、第三十九条第一項前段(事業計画の変更(土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第四条第一項に規定する軽微な変更を除く。))の認可に係る部分に限る。)、第五十一条の二第一項前段、第五十一条の十第一項前段(同令第四条第一項又は第二項に規定する軽微な変更の認可に係る部分を除く。))、第七十一条の二第一項又は第七十一条の三第十四項(同令第四条第一項又は第三項に規定する軽微な変更の認可に係る部分を除く。))の規定による認可 三月
- 四 その他の認可、認定又は承認 二月

(市町村が決定又は変更をすることができる都市計画)

第九条 法第四十六条第五項の政令で定める都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八十七条の二第一項の指定都市(以下この条及び第十五条第一号ニにおいて「指定都市」という。))にあつては、第一号イ(二)又はハに掲げる都市施設(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第五条第一項に規定する二級河川のうち、一の指定都市の区域内のみに存するものを除く。))に関する都市計画)とする。

- 一 次に掲げる都市施設

イ 次に掲げる道路（自動車専用道路を除く。）

- (1) 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十三条第一項の指定区間外の国道
- (2) 都道府県道
- (3) その他の道路で、車線の数が四以上のもの

ロ 公園、緑地又は広場で、面積が十ヘクタール以上のもの

- ハ 河川法第四条第一項に規定する一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川
- 二 次に掲げる市街地開発事業

イ 施行区域の面積が三ヘクタールを超える市街地再開発事業

ロ 施行区域の面積が三ヘクタールを超える防災街区整備事業

ハ 施行区域の面積が五十ヘクタールを超える土地区画整理事業

ニ その他国土交通省令で定める市街地開発事業

（市町村が行うことができる国道又は都道府県道の新設等）

第十条 法第四十六条第七項の政令で定める国道若しくは都道府県道の新設若しくは改築又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築は、次に掲げるものとする。

一 沿道の駐車施設への駐車を待機する自動車により発生する渋滞を解消するための車線の増設

二 道路の附属物である自動車駐車場の新設又は改築

三 その他国道若しくは都道府県道の新設若しくは改築又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築であつて、前二号に掲げるものに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（市町村が行うことができる国道又は都道府県道の維持又は修繕）

第十一条 法第四十六条第八項の政令で定める国道又は都道府県道の維持又は修繕は、前条第一号に規定する車線の維持又は修繕とする。

（市町村が決定又は変更を要請することができる都市計画）

第十二条 法第五十四条第一項の政令で定める都市計画は、次に掲げる地域地区に関する都市計画とする。

一 法第三十六条第一項の都市再生特別地区

二 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第九条第一項第一号イからニまでに掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域内における都市計画法第八条第一項第一号の用途地域、同項第二号の三の特例容積率適用地区又は同項第二号の四の高層住居誘導地区

三 都市計画法第八条第一項第七号の風致地区で、面積が十ヘクタール以上のもの

四 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条の緑地保全地域及び同法第十二条第一項の特別緑地保全地区（首都圏近郊緑地保全法（

昭和四十一年法律第百一号）第四条第二項第三号の近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）第六条第二項の近郊緑地特別保全地区以外のものにあつては、面積が十ヘクタール以上のものに限る。）

（都市再生整備推進法人がその都市計画の決定又は変更を提案することができる都市施設）

第十三条 法第五十七条の二第一項第二号イの政令で定める都市施設は、次に掲げるもの（都市計画法施行令第九条第二項各号のいずれかに該当するものを除く。）とする。

- 一 道路
- 二 公園、緑地又は広場
- 三 下水道
- 四 河川その他の水路
- 五 防水又は防砂の施設
- 六 都市施設のうち、法第七十四条第三号ロの国土交通省令で定める施設に該当するもの

（道路管理者の権限の代行）

第十四条 法第五十八条第四項の規定により市町村が道路管理者に代わつて行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第一号、第三号（道路法第二十二条第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号、第五号、第十四号、第十五号（同法第四十六条第一項第二号の規定に係る部分に限る。）、次項において同じ。）、第二十一号、第二十二号、第二十四号、第二十五号及び第二十九号（同法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）並びに第四条の二第一項第二号（同法第二十二条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第三号に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

2 市町村は、法第五十八条第四項の規定により道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第十四号又は第十五号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

3 第一項に規定する市町村の権限は、法第五十八条第三項の規定に基づき公示される国道の新設等又は国道の維持等の開始の日から国道の新設等又は国道の維持等の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げる権限については、国道の新設等又は国道の維持等の完了の日後においても行うことができる。

（認定を申請することができる都市再生整備事業の規模）

第十五条 法第六十三条第一項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる都市開発事業の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- 一 次に掲げる区域内における都市開発事業（次号及び第三号に掲げる都市開発事業を除く。）
 - イ 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯

- ロ 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域
- ハ 中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）第二条第三項に規定する都市整備区域
- ニ 指定都市の区域

- 二 前号イからニまでに掲げる区域内における都市開発事業であつて、当該都市開発事業の整備事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（都市再生整備計画の区域内において、都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行されることによりその事業の効果を一層高めるものに限る。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の整備事業区域の面積の合計が〇・五ヘクタール以上となる場合における当該都市開発事業（次号に掲げる都市開発事業を除く。） ○・二五ヘクタール
- 三 第一号イからニまでに掲げる区域内における都市開発事業であつて、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第十項に規定する認定基本計画において同条第二項第四号に掲げる事項として定められた都市開発事業 ○・二ヘクタール
- 四 第一号イからニまでに掲げる区域以外の区域内における都市開発事業 ○・二ヘクタール

（都市再生整備推進法人の業務として取得、管理及び譲渡を行う土地）

第十六条 法第七十四条第四号の政令で定める土地は、同条第三号に規定する事業の用に供する土地及び当該事業に係る代替地の用に供する土地とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、法の施行の日（平成十四年六月一日）から施行する。
（認定を申請することができる都市再生整備事業の規模の特例）
- 2 平成二十四年三月三十一日までの間における第十五条の規定の適用については、同条第一号中「次に」とあるのは「イからハまでに」と、同号イ中「既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯」とあるのは「既成市街地」と、同号ロ中「既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域」とあるのは「既成都市区域」と、同号ハ中「都市整備区域」とあるのは「首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）第一条に規定する区域であるものに限る。」と、同条第二号から第四号までの規定中「ニまでに」とあるのは「ハまでに」とする。

○会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

（定款の作成）

第五百七十五条 合名会社、合資会社又は合同会社（以下「持分会社」と総称する。）を設立するには、その社員になろうとする者が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 （略）

○道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）（抄）

（自転車道）

第十条（略）

2 （略）

3 自転車道の幅員は、二メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。

4・5 （略）

（自転車歩行者道）

第十条の二（略）

2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては四メートル以上、その他の道路にあつては三メートル以上とするものとする。

3・4 （略）

（歩道）

第十一条（略）

2 （略）

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五メートル以上、その他の道路にあつては二メートル以上とするものとする。

4・5 （略）

○道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇七 (略)

八 車両 自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。

九〇二十三 (略)

二〇三 (略)

○道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号) (抄)

(道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等)

第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一〇二 (略)

三 土石、竹木、瓦^{かわら}その他の工用材料

四 防火地域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第五号の防火地域をいう。以下同じ。)内に存する建築物(以下「既存建築物」という。)を除去して、当該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)を建築する場合(既存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたって存する場合において、当該既存建築物を除去して、当該既存建築物の敷地(その近接地を含む。)又は当該防火地域内に、これに代わる建築物として耐火建築物を建築するときを含む。)において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物

五 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物(当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。)に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設

六 トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設

七 都市計画法第八条第一項第三号の高度地区(建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。)及び高度利用地区並びに同項第四号の二の都市再生特別地区内の高速自動車国道又は自動車専用道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場

- 八 建築基準法第八十五条第一項に規定する区域内に存する道路（車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。）の区域内の土地に設ける同項第一号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの
- 九 道路の区域内の地面に設ける自転車（側車付きのものを除く。以下同じ。）、原動機付自転車（側車付きのものを除く。）又は道路運送車両法第三条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの（いずれも側車付きのものを除く。以下「二輪自動車」という。）を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（第六号に掲げる施設に設けるものを除く。）
- 十 法第三十三条第二項第一号に規定する高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路附属地（以下「特定連結路附属地」という。）に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設（次号に掲げる施設を除く。）でこれらの道路の通行者の利便の増進に資するもの
- 十一 高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所

（一般工作物等の占用の場所に関する基準）

- 第十条 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての同条第一項各号に掲げる工作物、物件又は施設（電柱、電線、公衆電話所、水管、下水道管、ガス管、石油管、第七号第四号に掲げる仮設建築物、同条第五号に掲げる施設、同条第八号に掲げる応急仮設建築物及び同条第九号に掲げる器具を除く。以下この条において「一般工作物等」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 一般工作物等（鉄道の軌道敷を除く。以下この号において同じ。）を地上（トンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域の地上を除く。次条第一項第二号、第十一条の二第一項第一号、第十一条の三第一項第一号、第十一条の六第一項及び第十一条の七第一項において同じ。）に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所（特定連結路附属地の地上に設ける場合にあつては、ロ及びハのいずれにも適合する場所）であること。
- イ 一般工作物等の道路の区域内の地面に接する部分は、次のいずれかに該当する位置にあること。
- (1) (3) (略)
- (4) 歩道（自転車歩行者道を含む。第十一条の八第一項第二号を除き、以下この章において同じ。）内の車道（自転車道を含む。第十一条の八第一項第一号及び第十一条の九第一項第一号を除き、以下この章において同じ。）に近接する部分
- (5) (略)
- ロ 一般工作物等の道路の上空に設けられる部分（法敷、側溝、路端に近接する部分、歩道内の車道に近接する部分又は分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分の上空にある部分を除く。）がある場合においては、その最下部と路面との距離が四・五メートル（歩道上にあつては、二・五メートル）以上であること。
- ハ 一般工作物等の種類又は道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。
- ニ 一般工作物等を地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。
- イ 一般工作物等の種類又は道路の構造からみて、路面をしばしば掘削し、又は他の占用物件と錯そうするおそれのない場所であること。
- ロ 保安上又は工事実施上の支障のない限り、他の占用物件に接近していること。

- ハ 道路の構造又は地上にある占用物件に支障のない限り、当該一般工作物等の頂部が地面に接近していること。
- 三 一般工作物等をトンネルの上に設ける場合においては、トンネルの構造の保全又はトンネルの換気若しくは採光に支障のない場所であること。
- 四 一般工作物等を高架の道路の路面下に設ける場合においては、高架の道路の構造の保全に支障のない場所であること。
- 五 一般工作物等を特定連結路附属地に設ける場合においては、連結路及び連結路により連結される道路の見通しに支障を及ぼさない場所であること。

(電線の占用の場所に関する基準)

第十一条の二 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての電線に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 電線を橋又は高架の道路に取り付ける場合においては、桁けたの両側又は床版の下であること。

2 (略)

(応急仮設住宅の占用の場所に関する基準)

第十一条の七 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第八号に掲げる応急仮設建築物(以下「応急仮設住宅」という。)に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、応急仮設住宅を地上に設ける場合においては、次の各号のいずれかに該当する位置にあることとする。

一 法面

二 側溝上の部分

三 路端に近接する部分(車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。)

2 (略)

(自転車駐車器具の占用の場所に関する基準)

第十一条の八 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第九号に規定する自転車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具(以下この条において「自転車駐車器具」という。)に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一 車道以外の道路の部分(分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分を除く。次条第一項第一号において同じ。)であること。

二 法面若しくは側溝上の部分又は自転車道、自転車歩行者道若しくは歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該自転車駐車器具を自転車の駐車のために供したときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員で

2 あること。
(略)

(原動機付自転車等駐車器具の占用の場所に関する基準)

第十一条の九 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第九号に規定する原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具(以下この条において「原動機付自転車等駐車器具」という。)に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一 車道以外の道路の部分内の車道に近接する部分であること。

二 (略)

2 (略)

(構造に関する基準)

第十二条 法第三十二条第二項第四号に掲げる事項についての法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造であること。

イ 倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。

ロ (略)

ハ 特定仮設店舗等にあつては、必要最小限度の規模であり、かつ、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。

二(四) (略)

(指定区間内の国道に係る占用料の額)

第十九条 指定区間内の国道に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額(第七条第十号及び第十一号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額並びに道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて国土交通省令で定めるところにより算定した額を勘案して占用面積一平方メートルにつき一年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この項及び次項において同じ。)に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意した占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができ得る期間(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができ得る期間の末日までの期間)。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。)に相当する期間を同表占用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合におい

<p>第七條第十号 又は第十一号に掲げる施設</p>	<p>くは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの</p>		<p>乗じて得た額</p>	<p>乗じて得た額</p>	<p>じて得た額</p>
	<p>その他のもの</p>		<p>Aに〇・〇二八を乗じて得た額</p>		
<p>備考</p>					
<p>一～六 (略)</p>					
<p>七 Aは、近傍類似の土地（第七條第十号及び第十一号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。</p>					
<p>八・九 (略)</p>					

○建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）（抄）

（道路内に建築することができる建築物に関する基準等）

第四百四十五條 法第四十四條第一項第三号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 主要構造部が耐火構造であること。
- 二 耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもので道路と区画されていること。
- イ 第十二條第十四項第一号イ及びロ並びに第二号ロに掲げる要件を満たしていること。
- ロ 閉鎖又は作動をした状態において避難上支障がないものであること。
- 三 道路の上空に設けられる建築物にあつては、屋外に面する部分に、ガラス（網入りガラスを除く。）、瓦かわら、タイル、コンクリートブロック、飾石、テラコッタその他これらに類する材料が用いられていないこと。ただし、これらの材料が道路上に落下するおそれがない部分については、この限りでない。

2・3 (略)

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）

(地域地区)

第八条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区を定めることができる。

一 二の四 (略)

三 高度地区又は高度利用地区

四 (略)

四の二 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第三十六条第一項の規定による都市再生特別地区

五 十六 (略)

2 4 (略)

(道路の上空又は路面下において建築物等の整備を一体的に行うための地区整備計画)

第十二条の十一 地区整備計画においては、第十二条の五第七項に定めるもののほか、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、都市計画施設である道路(自動車のみの交通の用に供するもの及び自動車の沿道への出入りができない高架その他の構造のものに限る。)の整備と併せて当該都市計画施設である道路の上空又は路面下において建築物等の整備を一体的に行うことができる。この場合においては、当該区域内における建築物等の建築又は建設の限界(当該都市計画施設である道路の整備上必要な建築物等の建築又は建設の限界であつて、空間又は地下について上の範囲を定めたものをいう。)をも定めなければならない。

(建築の許可)

第五十三条 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 政令で定める軽易な行為

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

四 第十一条第三項後段の規定により離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度が定められている都市計画施設の区域内において行う行為であつて、当該離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度に適合するもの

五 第十二条の十一に規定する都市計画施設である道路の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域内において行う行為であつて、当該都市計画施設である道路を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるもの

2 3 (略)

○都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）（抄）

（法第五十三条第一項第五号の政令で定める行為）

第三十七条の三 法第五十三条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げる建築物の建築であつて、法第十二条の十一に規定する建築物等の建築又は建設の限界に適合して行うものとする。

- 一 道路法第四十七条の七第一項第一号に規定する道路一体建物の建築
- 二 当該都市計画施設である道路を管理することとなる者が行う建築物の建築

○国土交通省組織令（平成十二年政令第百五十五号）（抄）

（まちづくり推進課の所掌事務）

第八十六条 まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 一六 （略）
- 七 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）に規定する都市再生歩行者経路協定及び都市再生整備歩行者経路協定に関すること（住宅局の所掌に属するものを除く。）。
- 八 一十 （略）

○道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）（抄）

（道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用）

第一条 道路整備特別措置法（以下「法」という。）第八条第二項及び第三項ただし書並びに第十七条第二項ただし書の道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものは、次に掲げる物件又は施設に係る道路の占用とする。

- 一 一・二 （略）
- 三 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第七条第六号、第七号、第十号及び第十一号に掲げる施設